

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十
四号）（政策調査課）

一 趣旨

政務活動費の収支報告書等について、インターネットを利用し公表するための

改正

二 内容

- (一) 題名を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」に改める。
- (二) 収支報告書等の閲覧について規定する。
- (三) 収支報告書等のインターネット公開について規定する。

三 施行期日

令和二年四月一日